

障害福祉サービスを ご利用ください

このサービスは、原則65歳未満で障害のある方にホームヘルパーの派遣や就労支援、障害者支援施設の利用などを提供するものです。

サービスを利用するには事前に障害支援区分の認定が必要となりますのでご相談ください。

■対象者

- 身体障害者(児)
- 知的障害者(児)
- 精神障害者(児)
- 難病等に罹患している方

■サービスの種類

- 居宅介護
- (ホームヘルパーの派遣)

- 就労支援

- 障害児通所施設の利用など

支援の必要性を示すものであります、各種障害手帳の等級ではありません。

■問合せ

FAX Tel 0897-52-11294
○市庁舎新館2階
社会福祉課 障害者福祉係
7-152-11214

○各総合支所市民福祉課
FAX Tel 0897-52-11294
○市庁舎新館2階
社会福祉課 障害者福祉係
9-152-11214
市民福祉係(丹原・小松)
福祉係(東予)

**青い鳥郵便ハガキを
無償配布します**

郵便事業株式会社では、重度の身体障害者や知的障害者の福祉に対する国民の理解を深めることを目的として、通常郵便ハガキを無償配布します。

度の身体障害者や知的障害者の福祉に対する国民の理解を深めることを目的として、通常郵便ハガキを無償配布します。

度の身体障害者や知的障害者の福祉に対する国民の理解を深めることを目的として、通常郵便ハガキを無償配布します。

身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの方

■配布枚数

一人につき20枚

■受付期間

5月31日(木)まで

■申込手続

身体障害者手帳または療育手帳を持って、最寄りの郵便局でお申し込みください。

■問合せ

■問合せ

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんへ

短期人間ドック、脳ドック申込受付を開始します

対象者

西条市国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で、次の要件に該当する方

- 平成26年4月1日現在、35歳以上の方
- 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を滞納していない方
- 平成26年度に市が行う総合健診、個別健診、単独検診を受診もしくは申し込みしていない方

※短期人間ドック・脳ドックの検査項目には、特定健診または後期高齢者健診の検査項目も含まれているので、重複して受診することはできません。
※重複受診をした場合は全額自己負担となります。
※総合健診、単独検診の中で、ドックと検査内容が重複しないものについては受診できます。ドックの受診票が届いた後に、保健センターへご相談ください。

申込期間・方法

■申込期間

5月8日(木)～14日(水) 8時30分～17時15分

※8日(木)は19時まで窓口業務を延長して受け付けます。

■申込方法

印鑑(スタンプ印不可)と被保険者証(保険証)を持って、市庁舎新館国保医療課または各総合支所市民福祉課で申し込み手続きをしてください。
※申し込みの結果は5月下旬に通知します。

定員(定員を超えた場合は抽選)

- 国民健康保険 約800人
- 後期高齢者医療保険 約200人

自己負担額(検査費用の2割負担)

- 短期人間ドック 6,583円
- 脳ドック 6,583円
- 同時受診 10,697円

※消費税率の改定で、検査費用に消費税分を増額した結果、自己負担額も増額となっています。

受診医療機関

- 西条中央病院(短期人間ドック・脳ドック・同時受診)
- 村上記念病院(短期人間ドック・脳ドック・同時受診)
- 済生会西条病院(短期人間ドック・脳ドック・同時受診)
- 市立周桑病院(短期人間ドック)

注意事項

- 70歳以上の方は、短期人間ドックのみの受診です。
- 平成26年度中に75歳を迎える方は、誕生日の前日までの受診は国民健康保険、誕生日以降の受診は後期高齢者医療保険での申し込みとなります。

問合せ

市庁舎新館1階 国保医療課

○国保係 TEL0897-52-1447(国民健康保険の方)

○医療係 TEL0897-52-1212(後期高齢者医療保険の方)